

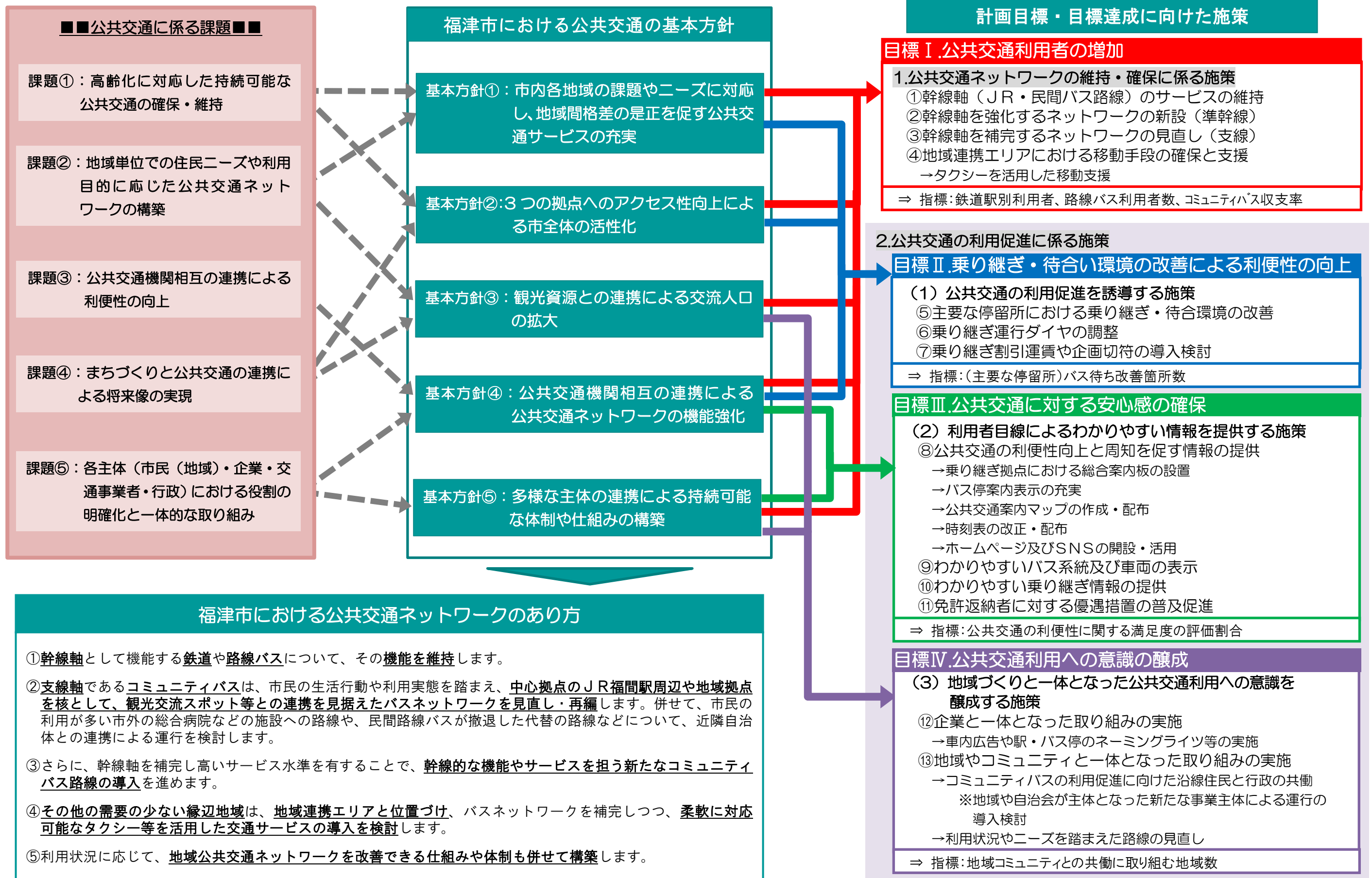
第7章

計画の目標と目標達成のための取り組み

7. 計画の目標と目標達成のための取り組み

7-1. 計画目標の設定

福津市における交通将来像の実現に向けて、公共交通の抱える課題を解決させる公共交通のあり方や基本方針に基づいた公共交通施策を設定します。



7-2. 計画目標の数値指標

計画の達成状況を評価するための指標を、以下のとおり設定します。

▼評価指標の定義と現況値・目標値

計画目標	上段：指標の定義	現況値	目標値
	下段：目標値設定の考え方		
目標Ⅰ 公共交通 利用者の 増加	<p>◆ I-①：公共交通手段別の年間乗降客数</p> <p>◇ I-①-A：鉄道（幹線）の駅別日利用者数 ⇒鉄道の駅別一日あたりの利用者数の総和</p> <p>◇ I-①-B：路線バス（幹線）の路線別日利用者数 ⇒路線バスの路線別一日あたりの利用者数</p> <p>◇ I-①-C：コミュニティバス（準幹線・支線）の路線別日利用者数 ⇒コミュニティバスの路線別一日あたりの利用者の総和</p> <p>・現在の各公共交通機関のサービスを維持させていくことを目指すものとして設定</p>	<p>鉄道 11,151 人/日</p> <p>路線バス 西鉄 7,015 人/日 JR 777 人/日 コミュニティバス 353 人/日</p>	現状のサービスを維持しつつ、利用者数を増加する
	<p>◆ I-②：コミュニティバスの収支比率 ⇒コミュニティバスの路線別及び平均収支率</p> <p>・住民ニーズを十分に反映したルート設定や利用促進施策を展開する中で、一人でも多く利用することを目指すものとして設定</p>	<p>周回線:16.8%</p> <p>津屋崎線:19.0%</p> <p>上西郷線:9.1%</p> <p>勝浦線:28.4%</p> <p>東福間・若木台線:24.0%</p> <p>平均：19.8%</p>	収支率が最低の路線が、現状の平均収支率（19.8%）を上回る
目標Ⅱ 乗り継ぎ・ 待合環境の 改善による 利便性向上	<p>◆ Ⅱ：主要な停留所におけるバス待ち改善箇所数 ⇒主要停留所での乗り継ぎ・待合環境の改善箇所数</p> <p>・乗り継ぎ・待合環境の改善により、利用者の負担軽減や利便性が向上することで、利用者数の増加を目指すものとして設定</p>	—	5箇所
目標Ⅲ 公共交通に 対する安心 感の確保	<p>◆ Ⅲ：公共交通の利便性に関する満足度評価割合 ⇒市民意識調査において、地域での暮らしで困っていることについての設問のうち、「買物や通院の日常交通の便利さ」に対する回答結果の割合</p> <p>・市民の公共交通の利便性向上を目指すものとして設定</p>	市平均 36.6% 8つの郷づくりで「満足」「やや満足」の割合	全ての地域において満足度が市平均（36.6%）以上となる
目標Ⅳ 公共交通 利用への 意識の醸成	<p>◆ IV-①：市民との意見交換会の実施地域・回数 ⇒郷づくり地域を単位とした意見交換会の回数</p> <p>・市民との意見交換会や話し合いの場を設けることで、公共交通への理解と利用促進を目指すものとして設定</p>	0回	郷づくりの8地域を対象に、各地域1回の計8回
	<p>◆ IV-②：地域コミュニティとの共働を取り組む地域数 ⇒行政と地域コミュニティが共働しつつ、地域や自治会が主体となり利用促進に向けた取り組みを協議・実践する地域数</p> <p>・市民の積極的な参加による、公共交通の利用促進及び利便性向上を目指すものとして設定</p>	0地域	協議・実践する地域を3地域

7-3. 目標達成のために行う事業・事業主体・実施時期

本計画の目標を達成するために実施する個別事業の取り組み内容と実施主体、ならびに実施予定時期について、施策ごとに以下に整理します。

(1) 公共交通ネットワークの維持・確保に係る施策

福津市が目指すまちづくりの実現に向け、公共交通ネットワークを維持・確保するためには、事業者が利用者のニーズや需要に対応するサービスの提供を行うとともに、利用者である市民の積極的な公共交通の利用が求められます。

そのためには、地域・コミュニティと行政、交通事業者の共働の下で、持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、検討・計画・実施・検証・改善を繰り返し実践していくことが、重要です。

■公共交通ネットワークの維持・確保に係る施策のメニューと実施主体

計画目標	施策の分類	具体的な取り組みの例	実施主体	関係者の役割
目標 I 公共交通 利用者の 増加	公共交通ネットワークの維持・確保に係る施策	①幹線軸（JR・民間バス路線）のサービスの維持 1) 需要に応じた運行本数の確保 2) 施設・車両のバリアフリー化等	行政 交通事業者	市民・行政の協力のもと、交通事業者が主体的に実施 交通事業者や沿線住民の協力のもと、行政が主体的に実施
		②幹線軸を強化するネットワークの新設（準幹線） 3) 拠点間の移動や観光振興への対応を考慮した幹線的な役割を担うバス路線の新設等	行政 交通事業者	交通事業者や沿線住民の協力のもと、行政が主体的に実施
		③幹線軸を補完するネットワークの見直し（支線） 4) 利用ニーズや公共交通空白地域への対応を考慮したコミュニティバス路線の見直し 5) 路線の見直し・改善の仕組みの構築等	行政 交通事業者 市民	交通事業者や沿線住民の協力のもと、行政が主体的に実施
		④地域連携エリアにおける移動手段の確保と支援 6) タクシーを活用した移動支援	行政	交通事業者や沿線住民の協力のもと、行政が主体的に実施

●公共交通ネットワークの維持・確保に係る施策

施策名	①幹線軸（JR・民間バス路線）のサービスの維持						
該当する計画目標	目標 I_公共交通利用者の増加						
取り組み内容	<p>1) 需要に応じた運行本数の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 通勤時や帰宅時などの需要が集中する時間帯や昼間の移動など、交通需要に応じた運行頻度や運行車両の適正化を図り、運行サービスの維持・確保に努めます。 <p>2) 施設・車両のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道駅やバス停周辺において、歩道の段差解消などのバリアフリー化を進めます。 高齢者や体の不自由な方など、公共交通への利用抵抗を減らすため、更新時期に合わせて、低床バスやワンステップバスの導入を図り、バリアフリー化を進めます。 						
取り組み内容	実施主体	実施時期					
		2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)
1) 需要に応じた運行本数の確保	交通事業者	実施・継続					
2) 施設・車両のバリアフリー化	行政交通事業者	順次実施					

施策名	②幹線軸を強化するネットワークの新設（準幹線）						
該当する計画目標	目標 I_公共交通利用者の増加						
取り組み内容	<p>3) 拠点間の移動や観光振興への対応を考慮した幹線的な役割を担うバス路線の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> まちの骨格を形成する拠点間を結ぶ幹線軸（鉄道や民間バス路線）を強化し、利用者の利便性の向上を図る新たなバス路線の導入を目指し、路線整備に向けて協議を進めていきます。 						
取り組み内容	実施主体	実施時期					
		2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)
3) 拠点間の移動や観光振興への対応を考慮した幹線的な役割を担うバス路線の新設	行政交通事業者	計画	実施準備・調整	実施			

施策名	③幹線軸を補完するネットワークの見直し（支線）						
該当する計画目標	目標 I _公共交通利用者の増加						
取り組み内容	<p>4) 利用ニーズや公共交通空白地域への対応を考慮したコミュニティバス路線の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の移動ニーズや高齢者をはじめとした移動困難者の居住分布などを踏まえて、既存のコミュニティバス路線の見直し及び新規導入の検討を行い、路線整備に向けて協議を進めていきます。 ・公共交通空白地域の解消に向け、路線・運行ルートの再編を行います。 <p>5) 路線の見直し・改善の仕組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスの効率的・持続可能な運営を行うために、運行見直し・改善や新規導入を議論することが必要です。一定のプロセスに沿って、市民、交通事業者、行政が連携して路線の見直し・改善を行う仕組みをつくりま。 						
取り組みNo	実施主体	実施時期					
		2019年(R1)	2020年(R2)	2021年(R3)	2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)
4) 利用ニーズや公共交通空白地域への対応を考慮したコミュニティバス路線の見直し	行政	計画	実施準備・調整	実施			
5) 路線の見直し・改善の仕組みの構築	行政 交通事業者 市民	計画	実施準備・調整	実施			

施策名	④地域連携エリアにおける移動手段の確保と支援						
該当する計画目標	目標 I _公共交通利用者の増加						
取り組み内容	<p>6) タクシーを活用した移動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需要の極端に少なく定時定路線を敷くことが難しい地域において、居住地から路線バスやコミュニティバスの主な停留所、ならびに商業施設や病院などの目的地への移動手段として、タクシーを活用するための支援策（費用の一部負担など）の導入を図ります。 						
取り組みNo	実施主体	実施時期					
		2019年(R1)	2020年(R2)	2021年(R3)	2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)
6) タクシーを活用した移動支援	行政	計画	実施準備・調整	実施			

(2) 公共交通の利用促進に係る施策

福津市が目指すまちづくりの実現に向け、公共交通ネットワークを維持・活性化するためには、誰もがわかりやすく、安全に利用しやすい、また利用したくなる環境を整備することが必要です。

そのためには、地域と行政、交通事業者の共働の下で、さまざまな利用促進施策を検討、計画、実施、検証、改善を繰り返して実践していくことが求められます。


そして、これらの施策の展開にあたっては、個々の施策が連動して実行される中で、利用者である市民一人ひとりの意識の変革、さらには交通行動の変容を促す取り組み（モビリティ・マネジメント）もあわせて実践していくことが重要です。


■公共交通の利用促進に係る施策のメニューと実施主体

計画目標	施策の分類	具体的な取り組みの例	実施主体	関係者の役割
目標Ⅱ 乗り継ぎ・待合環境の改善による利便性向上	(1) 公共交通の利用促進を誘導する施策	⑤主要な停留所における乗り継ぎ・待合環境の改善 7) 乗り継ぎ拠点等における乗り継ぎ・待合環境の改善 8) 各停留所における待合・乗降環境の改善等	行政 交通事業者 企業・商店等	交通事業者の協力のもと、行政が主体的に実施
		⑥乗り継ぎ運行ダイヤの調整 9) 主要な乗り継ぎ拠点(駅やバス停)での運行ダイヤの時間調整等	行政 交通事業者	行政の協力のもと交通事業者が主体的に実施
		⑦乗り継ぎ割引運賃や企画切符の導入検討・調整 10) 回数券・定期券(コミュニティバス) 11) 乗り継ぎ割引制度 12) 乗車特典制度等	行政 交通事業者 企業・商店等	行政と交通事業者、企業・商店等の連携のもとで実施
目標Ⅲ 公共交通に対する安心感の確保	(2) 利用者目線によるわかりやすい情報を提供する施策	⑧公共交通の利便性向上と周知を促す情報の提供 13) 乗り継ぎ拠点における総合案内板の設置 14) バス停案内表示の充実 15) 公共交通案内マップの作成・配布 16) 時刻表の改正・配布 17) ホームページ及びSNSの開設・充実等	行政 交通事業者	交通事業者の協力のもと、行政が主体となって実施
		⑨わかりやすいバス系統及び車両の表示 18) わかりやすい系統名・バス停名の設定 19) バス車両、バス停等への系統表示等	行政 交通事業者	交通事業者の協力のもと、行政が主体となって実施
		⑩わかりやすい乗り継ぎ情報の提供 20) 乗り継ぎ拠点におけるわかりやすい乗り継ぎ情報の表示等	行政	行政が主体的に実施
		⑪免許返納者に対する優遇措置の普及促進 21) 免許返納者に対する環境整備の推進・普及等	行政	交通事業者の協力のもと、行政が主体的に実施
目標Ⅳ 公共交通利用への意識の醸成	(3) 地域づくりと一体となった公共交通利用への意識を醸成する施策	⑫企業と一体となった取り組みの実施 22) 車内広告や駅・バス停のネーミングライツ等企業と一体となった取り組みの実施等	行政 交通事業者 企業	地域や関係団体独自の活動は、行政の支援のもと、各自が主体的に実施
		⑬地域やコミュニティと一体となった取り組みの実施 23) コミュニティバスの利用促進に向けた地域・コミュニティと行政の共働等	行政 地域コミュニティ	

●公共交通の利用促進に係る施策

1) 公共交通の利用促進を誘導する

施策名	⑤主要な停留所における乗り継ぎ・待合環境の改善						
該当する計画目標	目標Ⅱ_乗り継ぎ・待合い環境の改善による利便性の向上						
取り組み内容	<p>7) 乗り継ぎ拠点等における乗り継ぎ・待合環境の改善</p> <p>8) 各停留所における待合・乗降環境の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> • 利用者が多いバス停や交通結節点のバス停において、上屋、ベンチ、照明等を整備し、待ち合い環境を改善します。 • バス停周辺の商店や公共施設との連携・協力のもと、快適なバス待ちスペースの確保を進めます。(ベンチの設置、風よけスペースの確保等) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>参考事例</p> <p>豊後大野市（大分県） スーパーマーケットと連携したバス待ち環境の改善</p> <p>豊後大野市では、バス路線沿線のスーパーマーケットの協力により、施設の敷地内にバスの待合所が設置されています。 施設出入り口から屋根が繋がっているため、雨の場合でも濡れることなくバス停に移動できます。</p>  <p>■商業施設と連携したバス待ち環境改善の事例 (大分県豊後大野市)</p> </div>						
取り組みNo	実施主体	実施時期					
		2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)
7) 乗り継ぎ拠点等における乗り継ぎ・待合環境の改善	行政 交通事業者 企業・商店等	検討・調整	実施				
8) 各停留所における待合・乗降環境の改善	行政 交通事業者 企業・商店等	検討・調整	実施				

施策名	⑥乗り継ぎ運行ダイヤの調整						
該当する計画目標	目標Ⅱ_乗り継ぎ・待合い環境の改善による利便性の向上						
取り組み内容	<p>9) 主要な乗り継ぎ拠点(駅やバス停)での運行ダイヤの時間調整</p> <ul style="list-style-type: none"> • 鉄道駅や主な民間路線バスの停留所において、適切な乗り継ぎ時間を確保し、乗り継ぎ利用に配慮したダイヤ調整を図ります。 • なお、ダイヤ調整が困難な箇所や時間帯については、スムーズに乗り継ぎできる便の組み合わせに関する情報提供を行うことで利用者の利便性向上に努めます。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  <p>■乗り継ぎ時刻表イメージ (石川県白山市)</p> </div>						
取り組みNo	実施主体	実施時期					
		2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)
9) 主要な乗り継ぎ拠点(駅やバス停)での運行ダイヤの時間調整	行政 交通事業者	順次実施					


施策名	⑦乗り継ぎ割引運賃や企画切符の導入検討・調整						
該当する計画目標	目標Ⅱ_乗り継ぎ・待合い環境の改善による利便性の向上						
取り組み内容	<p>10) 回数券・定期券の充実（コミュニティバス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数回の利用者に対して、回数券や定期券等のような乗車券の発行を検討します。 <p>11) 乗り継ぎ割引制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通を乗り継いで利用した方に対しての運賃割引などの特典制度を検討します。 <p>12) 乗車特典制度の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通を利用することで各種割引特典が優遇される制度を検討します。 						
取り組みNo	実施主体	実施時期					
		2019年(R1)	2020年(R2)	2021年(R3)	2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)
10) 回数券・定期券の充実（コミュニティバス）	行政 交通事業者	導入検討					
11) 乗り継ぎ割引制度	行政 交通事業者	導入検討	調整	実施			
12) 乗車特典制度の拡充	行政 交通事業者 企業・商店等	導入検討					

2) 利用者目線によるわかりやすい情報を提供する

<p>施策名</p>	<p>⑧公共交通の利便性向上と周知を促す情報の提供</p>						
<p>該当する計画目標</p>	<p>目標Ⅲ_公共交通に対する安心感の確保</p>						
<p>取り組み内容</p>	<p>13) 乗り継ぎ拠点における総合案内板の設置 ・乗り継ぎ利用者の多い駅やバス停において、乗り継ぎ利便性を高めるために、乗り場案内や乗り継ぎ案内、誘導案内、周辺案内などの案内板を整備します。 ・さらに、ピクトグラムを活用することにより、誰もがわかりやすいサイン表示を導入した案内板の整備を図ります。</p> <p>14) バス停案内表示の充実 ・体の不自由な方や高齢者、来訪者など、誰もがわかりやすいバス停案内表示を検討します。</p> <p>15) 公共交通案内マップの作成・配布 ・市内すべての公共交通の路線、乗り場、連絡先等の情報を集約化した総合公共交通マップを作成し配布します。</p> <p>16) 時刻表の改正・配布 ・コミュニティバスの見直しに伴い、改正した時刻表の全戸配布を行います。</p> <p>17) ホームページ及びSNSの開設・充実 ・公共交通の運行情報等を広く周知してもらうために、ホームページやSNSを積極的に活用します。</p> <div data-bbox="1098 324 1444 604" style="float: right;"> </div> <p style="text-align: right;">■ピクトグラムサイン</p> <div data-bbox="981 683 1444 907" style="float: right;"> </div> <p style="text-align: right;">■公共交通マップの事例（岡山県笠岡市）</p> <div data-bbox="869 963 1444 1377" style="float: right;"> <p>参考事例</p> <p>合志市・菊陽町（熊本県） 簡易バスロケーションシステム「いまココ」</p> <p>スマートフォンを活用し、低コストでバスロケーションシステムを導入</p> <p>合志市と菊陽町では、スマートフォンや携帯電話、パソコンからコミュニティバス（レターバス・キャロッピー号）の現在位置、遅れの状況や運行している路線などの運行状況をリアルタイムで確認できるバスロケーションシステム「いまココ」を導入しています。各バス車両に専用アプリをインストールしたスマートフォンを設置することで車両の現在地等を把握するシステムを使用しており、特別な専用機材の必要はないため、低コストでの導入・運用が可能になっています。</p> <p style="text-align: right;">■簡易バスロケーションシステムの事例（合志市・菊陽町）</p> </div>						
<p>取り組みNo</p>	<p>実施主体</p>	<p>実施時期</p>					
		<p>2019年 (R1)</p>	<p>2020年 (R2)</p>	<p>2021年 (R3)</p>	<p>2022年 (R4)</p>	<p>2023年 (R5)</p>	<p>2024年 (R6)</p>
<p>13) 乗り継ぎ拠点における総合案内板の設置</p>	<p>行政</p>	<p>企画</p>	<p>調整</p>	<p>実施</p>			
<p>14) バス停案内表示の充実</p>	<p>行政</p>	<p>企画</p>	<p>調整</p>	<p>実施</p>			
<p>15) 公共交通案内マップの作成・配布</p>	<p>行政</p>	<p>作成</p>		<p>配布</p>			
<p>16) 時刻表の改正・配布</p>	<p>行政</p>	<p>作成</p>		<p>配布</p>			
<p>17) ホームページ及びSNSの開設・充実</p>	<p>行政 交通事業者</p>	<p>企画</p>	<p>調整</p>	<p>実施</p>			

施策名	⑨わかりやすいバス系統及び車両の表示						
該当する計画目標	目標Ⅲ_公共交通に対する安心感の確保						
取り組み内容	18) わかりやすい系統名・バス停名の設定 19) バス車両、バス停等への系統表示 ・行き先方面別に色分けや番号付けを行うなど、誰もが理解しやすいバス系統の検討を行います。さらに、バス停において紛らわしい表現や難しい読みの場合は、わかりやすい施設名に名称を変更するか、ルビを入れるなどの工夫を行います。						
取り組みNo	実施主体	実施時期					
		2019年(R1)	2020年(R2)	2021年(R3)	2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)
18) わかりやすい系統名・バス停名の設定	行政 交通事業者	順次実施					
19) バス車両、バス停等への系統表示	行政 交通事業者	順次実施					

施策名	⑩わかりやすい乗り継ぎ情報の提供						
該当する計画目標	目標Ⅲ_公共交通に対する安心感の確保						
取り組み内容	20) 乗り継ぎ拠点におけるわかりやすい乗り継ぎ情報の表示 ・鉄道～バスの乗り継ぎが多いJR福間駅やJR東福間駅、バス相互の乗り継ぎが可能な主要なバス停、さらに公共交通の車内などで、事前に乗り継ぎの場所やダイヤなどの情報を提供する方法を検討し導入を目指します。						
取り組みNo	実施主体	実施時期					
		2019年(R1)	2020年(R2)	2021年(R3)	2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)
20) 乗り継ぎ拠点におけるわかりやすい乗り継ぎ情報の表示	行政	順次実施					

施策名	①免許返納者に対する優遇措置の普及促進						
該当する計画目標	目標Ⅲ_公共交通に対する安心感の確保						
取り組み内容	21) 免許返納者に対する環境整備の推進 ・公共交通事業者や行政が実施している免許返納者に対する環境整備の普及を図ります。						
取り組みNo	実施主体	実施時期					
		2019年(R1)	2020年(R2)	2021年(R3)	2022年(R4)	2023年(R5)	2024年(R6)
21) 免許返納者に対する環境整備の推進	行政	順次実施 					

IV. 公共交通利用への意識の醸成

施策名	⑫企業と一体となった取り組みの実施						
該当する計画目標	目標IV_公共交通利用への意識の醸成						
取り組み内容	<p>22) 車内広告や駅・バス停のネーミングライツ等企業と一体となった取り組みの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> バスや車両の車内広告や駅・バス停などのネーミングライツを提供することで、収支の改善を図るとともに、公共交通に対する市民の愛着を醸成する取り組みを進めます。 <p>＜須恵町コミュニティバス ネーミングライツ募集＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広告の掲載…バス停名称記載 3箇所（道路側 2か所、歩道側 1か所） ○広告の掲載期間…3年間（3ヶ年以上連続しての契約） ○掲載料…年 12万円（消費税等込み） <div data-bbox="1013 369 1444 817" style="float: right;">  <p>■バス停ネーミングライツの事例（福岡県須恵町）</p> </div>						
取り組みNo	実施主体	実施時期					
22) 車内広告や駅・バス停のネーミングライツ等企業と一体となった取り組みの実施	行政 交通事業者 企業	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)
		企画・調整			試行実施		

施策名	⑬地域やコミュニティと一体となった取り組みの実施						
該当する計画目標	目標IV_公共交通利用への意識の醸成						
取り組み内容	<p>23) コミュニティバスの利用促進に向けた地域・コミュニティと行政の共働</p> <ul style="list-style-type: none"> コミュニティバスの運行における問題点や改善策の提案、利用促進に向けた広報活動については、沿線地域住民と行政が一体となって検討・実践する仕組みの構築を図ります。 また、コミュニティバスの運行が困難な地域などにおいて、住民が主体となった移動手段の運行についても、沿線地域住民と行政が一体となって検討・実践する仕組みの構築を図ります。 						
取り組みNo	実施主体	実施時期					
23) コミュニティバスの利用促進に向けた地域・コミュニティと行政の共働	行政 地域コミュニティ	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	2024年 (R6)
		計画	協議・調整	試行実施			